

一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会ホームページ（以下「愛知県福祉協会HP」という。）への広告掲載を適正に行うため、一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 要綱第3条の規定による広告の位置は、愛知県福祉協会HPトップページとする。

(広告の種類)

第3条 要綱第5条第1項（1）の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第5条第1項（2）の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

「サイズ 横150ピクセル×縦60ピクセル」

「画像形式 GIF、JPG、JPEGファイル（GIFアニメなどの動きのあるタイプは除く。）」

「データ容量 100KB以下」

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第5条第1項（3）の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合、その広告は掲載しない。

- （1）閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。
- （2）閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの。
- （3）実際には、機能しないもの。
- （4）一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用。
- （5）その他、広告の表現として適当でないと認められるもの。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。